

2005年10月17日
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

国民健康保険事業の企画、運営及び統計事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について並びにコンピュータの結合について（答申）

2005年10月17日付けで諮問（第155号）された国民健康保険事業の企画、運営及び統計事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について並びにコンピュータの結合について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第19条の規定によるコンピュータの結合の必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に利用させる必要性及び本人に通知しないことの合理的理由並びにコンピュータの結合をする必要性についての合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成18年4月から本市において保健所政令市移行に向けた準備を行っているところであり、保健所業務を円滑に実施するため保健所・保健センター業務システムの構築に当たり、対人系業務システムとして福祉情報を一元的に管理している保健福祉総合システムと国民健康保険システムの住民情報と連携し、

保健・福祉業務の一元的データ管理を図るもので、相談者等の情報を共有することにより、適切な保健サービスの提供を実施するものである。

(2) 住民情報を保健所へ目的外に利用させる必要性について

① 保健所では、本人及び家族に対し保健サービスに関する相談指導を行う場合に、個々のニーズに対応した保健サービスを提供することができるよう、必要な情報を共有化する必要がある。保健所・保健センター業務システムの結核感染症や保健指導業務等の対人系業務では正確な住民情報が不可欠である。そのため、保健福祉総合システムの福祉情報との連携を図るため、保健福祉総合システムで利用している国民健康保険システムの住民情報を、保健所・保健センター業務システムでも利用することにより住民情報・福祉情報・保健所情報の共有化が図られ、相談者に対して総合的な保健サービスを提供することが可能となることから、住民情報を国民健康保険システムから目的外に利用させる必要がある。

② 目的外に利用させる個人情報

氏名、生年月日、性別、住所、方書、続柄、外国人氏名、住民となった日
住民でなくなった日、異動コード、住所を定めた日、前住所、転出先住所

(3) 本人通知の省略について

保健所・保健センター業務の目的が保健・医療分野が一体となった総合的サービスを迅速かつ的確に提供し支援をするものであり、通知をしないことが本人への不利益となるものではなく、また通知する対象が全市民約39万人と多数であるため、通知をする費用や事務量が過分となり事務処理の効率性が損なわれ、また通知することにより本人の混乱を招くおそれがあることから、本人通知を省略する合理的理由があると判断し、省略するものである。

(4) コンピュータ結合の必要性について

① コンピュータ結合の必要性

保健所及び保健センターに健康上の問題について相談に来られた場合において、福祉とどのような関わりがあったかなどの福祉サービス受給状況を確認したり、保健所・保健センター及び福祉事務所関係課で相談を受けられたかどうかの有無の確認をすることにより、当該相談者に対しきめ細かな保健指導をとおした保健サービスを提供することが可能となり、本人及び家族に対して支援の充実を図ることができるため国民健康保険システムを保健所・保健センター業務システムとコンピュータ結合をする必要がある。

② 安全対策及び日常的な処理体制について

国民健康保険システムと保健所・保健センター業務情報システムの結合は非公開系ネットワークにより外部との接続は行わず、利用させる住民情報は保健所・保健センター業務システム側では検索のみが可能であり、情報の修

正、更新、加工、消去を行うことは一切できない。また、連携処理サイクルは当日の異動コードを夜間中継器サーバーに転送し処理するものである。

(5) 実施時期

2006年4月1日実施予定

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 目的外に利用させることの必要性について

実施機関の説明によると、保健所及び保健センターにおける保健指導業務は、本人や家族からの相談に応じて総合的な保健サービスを提供することを目的とし、そのためには相談者本人の情報として国民健康保険システムから住民情報を目的外に利用させるものであり、住民情報は全市民を対象としており、対象者が多数で本人から同意を得ることが物理的に困難であり、国民健康保険システムから収集することが合理的であることから、目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 目的外に利用させることに伴う本人へ通知しないことの合理的理由について

実施機関の説明によると、保健所・保健センターでは相談者本人及びその家族から、当該相談者に関する情報を収集するものであるが、福祉・保健・医療が一体となった総合的なサービスの提供を図るために、当該本人の住民情報を目的外に収集する必要があると認められ、通知しないことが本人の不利益となるものではないこと、対象者が全市民と多数であるため通知する費用や事務量が過分となること、また相談者本人に通知をすることにより、本人が混乱し保健相談指導業務の執行に支障が生じるおそれがある場合に限っては、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータの結合をする必要性について

ア 実施機関の説明によると、保健所及び保健センターにおける保健指導業務は、本人や家族からの相談に応じて総合的な保健サービスを提供することを目的としていることから、相談者本人の情報として国民健康保険システムから住民情報を保健所・保健センター業務システムに取り込みコンピュータ結合をする必要性があり、また対人系業務システムにおいては、国民健康保険システムから住民情報を、保健福祉総合システムから福祉情報を取り込み、保健指導業務相談日情報との連携により構築することである。

イ この場合において、保健所内に設置する保健所・保健センター業務情報システムのサーバーに専用回線により、国民健康保険システムから住民情報を毎日定時に日次出力し、保健所・保健センター業務システム側では住民情報を受け取るのみであって、情報の検索だけが可能であり、修正、更新、加工、消去等は

一切できない仕組となっており、安全対策に配慮していることからコンピュータの結合をする必要性が認められる。

以 上